

官報

号外 平成九年五月二十三日

○第四百四十回 衆議院會議録 第三十八号

平成九年五月二十三日(金曜日)

議事日程 第二十四号

平成九年五月二十三日

午後一時開議

- 第一 繭糸価格安定法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)
- 第二 製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案
(内閣提出、参議院送付)
- 第三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案(内閣提出)
- 第四 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

- 日程第一 繭糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第四 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(伊藤宗一郎君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

上田勇君、海江田万里君、金子一義君、桑原豊君、佐藤勉君、松田仁君、松沢成文君及び山中樺子君から、五月二十五日から六月一日まで八日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可することに決まりました。

日程第一 繭糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案、日程第二、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長石橋大吉君。

報告書
繭糸価格安定法の一部を改正する法律案及び同製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案及び同

報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石橋大吉君登壇〕

○石橋大吉君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、両法律案の主な内容について申し上げます。

まず、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案は、繭及び生糸の国境調整措置を維持しつつ、農畜産業振興事業団が行う国産生糸の売買操作等による繭糸価格安定制度を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法律の題名を生糸の輸入に係る調整等に関する法律に改めることとしております。

第二に、農畜産業振興事業団が行う買い入れ、売り渡し等による繭及び生糸の価格の安定に関する措置を廃止することとしております。

第三に、価格安定制度の廃止に伴い、現行の生糸の輸入に係る調整等に関する措置について、所要の規定を整備することとしております。

次に、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案は、最近における蚕糸業をめぐる状況にかんがみ、製糸業法及び蚕糸業法を平成十年四月一日をもって廃止するとともに、これに伴う所要の規定を整備するものであります。

両法律案は、去る三月二十四日参議院から送付され、五月九日日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月二十日藤本農林水産大臣から両法律案の提案理由の説明を聴取し、昨二十二日質疑を行いました。

質疑終了後、まず、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案について、日本共産党より、蘭糸の不足払い制度を導入すること等を内容とする修正案が提出され、国会法第五十七条の三に基づき政府の意見を聴取いたしましたところ、修正案に反対である旨の発言がありました。

続いて、討論を行った後、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次いで、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案について採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第四 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案、日程第四、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長伊藤忠治君。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案及び同報告書
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤忠治君登壇〕

○伊藤忠治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する本年三月六日付の「研究業務に従事する一般職の職員の任期を定めた採用等に関する法律の制定についての意見の申出」にかんがみ、国の試験研究機関等への特にすぐれた研究者の招聘及び高い資質を有する研究者の受け入れを図るため、国の試験研究機関等の研究業務に従事する一般職の職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関する事項について定めようとするものであります。

次に、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案は、昨今の不祥事を踏まえ、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、職員の退職後その在職期間中の行為について犯罪があると見做すに至った場合等に、これらの手当の支給を一時差しとめることができる制度を新設しようとするものであります。

以上両法律案は、五月十三日本委員会に付託され、昨五月二十二日武蔵総務庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑終了後、まず、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案について討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

出席國務大臣

農林水産大臣 藤本 孝雄君
國 務 大 臣 武藤 嘉文君

○議長報告

(政府委員承認)

一、昨二十二日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣
申し出の次の者を、第四百四十回国会政府委員に
任命することを承認した。

外務省欧亜局長事務代理 東郷 和彦

資源エネルギー
庁長官事務代理 太田信一郎

(政府委員任命)

一、昨二十二日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長
あて、二十二日議長において承認した東郷和彦
外一名を、同日第四百四十回国会政府委員に任命
した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨二十二日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長
あて、同日(外務省欧亜局長)浦部和好及び(資
源エネルギー庁長官)江崎格の第四百四十回国会
政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任及び補欠選任)

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任
委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

解任

補欠

佐藤 孝行君	大石 秀政君
虎島 和夫君	石橋 一弥君
渡辺 博道君	目片 信君
石橋 一弥君	虎島 和夫君
大石 秀政君	佐藤 孝行君
目片 信君	渡辺 博道君

農林水産委員

解任

補欠

野呂田芳成君	大野 松茂君
村岡 兼造君	茂木 敏充君
安住 淳君	菅 直人君
前島 秀行君	北沢 清功君
菅 直人君	安住 淳君
大野 松茂君	野呂田芳成君
茂木 敏充君	村岡 兼造君
北沢 清功君	前島 秀行君

通信委員

解任

補欠

野田 聖子君

熊谷 市雄君

決算委員

解任

青木 宏之君

補欠

議院運営委員

解任

補欠

野中 広務君	渡辺 博道君
永井 英慈君	中川 正春君
中川 正春君	西 博義君
熊谷 市雄君	野田 聖子君
渡辺 博道君	野中 広務君
西 博義君	永井 英慈君

田中 和徳君	渡辺 具能君
西川 公也君	吉川 貴盛君
大口 善徳君	米津 等史君
小坂 憲次君	堀込 征雄君
吉川 貴盛君	西川 公也君
渡辺 具能君	田中 和徳君
米津 等史君	大口 善徳君
堀込 征雄君	小坂 憲次君

(特別委員解任及び補欠選任)

一、昨二十二日、議長において、次のとおり特別
委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

解任

補欠

杉浦 正健君	阪上 善秀君
倉田 栄喜君	石垣 一夫君
末松 義規君	海江田万里君

(政治倫理審査会委員解任及び補欠選任)

一、昨二十二日、議長において、次のとおり委員
の解任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理審査会委員

解任

奥田 敬和君

補欠

(議案受領)

一、昨二十二日、予備審査のため参議院から送付
された次の議案を受領した。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正
する法律案

(議案付託)

一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次の
とおりである。

非営利団体に対する法人格の付与等に関する法
律案(木島日出夫君外一名提出、衆法第一三三)

内閣委員会 付託

学校図書館法の一部を改正する法律案(参議院
提出、参法第四号) 文教委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十二日、参議院に送付した内閣提出案は
次のとおりである。

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進によ
る国際観光の振興に関する法律案

大学の教員等の任期に関する法律案

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件

サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

介護保険法案(第百三十九回国会内閣提出、本院継続審査)

介護保険法施行法案(第百三十九回国会内閣提出、本院継続審査)

医療法の一部を改正する法律案第百三十九回国会内閣提出、本院継続審査)

日本銀行法案

電気通信事業法の一部を改正する法律案

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成九年三月二十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
参議院議長 斎藤 十朗

蘭糸価格安定法の一部を改正する法律
蘭糸価格安定法(昭和二十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「蘭及び生糸の価格について、その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における安定を図る」を「生糸の輸入に係る調整等に関する措置を講ずる」に改める。

第二章の章名及び同章第一節を削る。

第二章第二節の節名を削る。

第十二条の六中「事業団」を「農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)」に改め、同条を第二条とする。

第十二条の七の前の見出しを削り、同条第一項中「安定上位価格を超えて」を「著しく」に改め、

「場合には」の下に、「農林水産大臣の承認を受けて」を加え、「第十二条の十第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項ただし書中「国内において製造された生糸の価格の安定を図る」を「生糸の需を確保する」に改め、同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「(事業団による輸入に係る生糸の売渡し)」を付する。

第十二条の八第二項を次のように改め、同条を第四条とする。

2 前項の規定による売渡しは、事業団の保有する生糸の数量が適正な数量を超えている場合に

限り、することができる。

第十二条の九中「第十二条の七」を「第三条に改め、同条を第五条とし、第十二条の十を第六条とする。

第十二条の十一第一項ただし書中「事業団法」を「農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)」に改め、同条を第七条とし、第十二条の十二を第八条とする。

第十二条の十三中「第十二条の十一第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十二条の十四の前の見出しを削り、同条第一項中「第十二条の十二」を「第八条」に改め、同条第二項中「第十二条の十一第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「(輸入に係る生糸の売戻しの価格)」を付し、

第十二条の十五を第十一条とする。

第十二条の十六中「第十二条の六から第十二条の八まで及び第十二条の十一」を「から第四条まで及び第七条」に、「第七条第六項の規定により告示された事業団買入価格を」を「生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準を著しく」に改め、同条を第十二条とする。

第三章の章名及び第十三条を削る。

第十二条の十七中「及びこの節」を「から前条まで」に、「第七条第六項の規定により告示された事業団買入価格を」を「生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準

を著しく」に改め、同条を第十三条とする。

第十四条の見出しを「(報告の徴収)」に改め、同条第一項中「蘭及び生糸の生産費、需給事情その他蘭及び生糸の価格の安定に関して必要な事項を調査するため必要があるときは、蘭若しくは」を「この法律の施行に必要な限度において、」に、「売買取引又は売買取引の仲立ち若しくは取次ぎ」を「又は売買取引」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第十五条の前の見出し及び同条を削る。

第十六条に見出しとして「(協議)」を付し、同条中「第十二条の十四第二項」を「第十条第二項」に、「第十二条の十五第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条の二及び第四章の章名を削る。

第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者」に改め、各号を削り、同条を第十六条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、第十八条を第十七条とする。

第十九条中「認可又は」を削り、同条を第十八条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際改正前の蘭糸価格安

定法(以下「旧法」という。)の規定に基づき農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)が現に保有している生糸(繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律(平成六年法律第百十五号)附則第二条の規定により旧法第十二条の六の規定による輸入によつて事業団が保有する生糸とみなされた生糸を含む。)は、生糸の輸入に係る調整等に関する法律(以下「新法」という。)第二条の規定による輸入によつて事業団が保有する生糸とみなす。ただし、この法律の施行の際旧法第二条の規定による買入れ後旧法第八条の政令で定める期間を経過していない生糸については、事業団は、同条の約定に基づきその相手方の請求に応じ売り戻すことができるものとし、当該期間を経過するまでの間は、新法第三条、第四条及び第六条の規定は適用しない。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農畜産業振興事業団法の一部改正)

第四条 農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「繭及び生糸並びに」を「及び」に改め、「助成」の下に、「生糸の輸入に係る調整」を加える。

第二十八条第一項第四号を次のように改める。

四 生糸の輸入に係る調整等に関する法律

(昭和二十六年法律第三百十号)の規定による生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 生糸の輸入、生糸の輸入に係る調整等に関する法律第三条第一項に規定する輸入によつて保有する生糸の売渡し又は買換え並びに同法第七条第一項に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ イの業務に伴う生糸の保管を行うこと。

第二十九条第一項第四号中「前条第一項第四号ハ」を「前条第一項第四号イ」に改める。

第三十九条第三項及び第六項中「繭糸価格安定法第十二条の十一第一項」を「生糸の輸入に係る調整等に関する法律第七条第一項」に、「第十二条の十三第一項」を「第九条第一項」に改める。

第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「繭糸価格安定法」を「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」に改める。

(農畜産業振興事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 事業団は、前条の規定による改正後の農畜産業振興事業団法(以下「新事業団法」という。)第二十八条第一項から第三項までに規定する業務のほか、附則第一条ただし書の規定による売戻しの業務を行うことができる。この場合

において、新事業団法第三十一条第一項第四号中「並びに同条第二項第一号及び第三項第二号の業務」とあるのは、「同条第二項第一号及び第三項第二号の業務並びに繭糸価格安定法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)以下「改正法」という。)附則第五条に規定する業務」と、新事業団法第四十五条第二項及び第四十六條第一項中「又は砂糖の価格安定等に関する法律」とあるのは「若しくは砂糖の価格安定等に関する法律又は改正法附則第五条の規定」と、新事業団法第五十三條第六号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで及び改正法附則第五条」とする。

第六条 新事業団法第五条第五号から第七号までに掲げる出資者は、事業団に対し、平成十年四月三十日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。ただし、当該請求の時において旧法第八条の約定により生糸の売戻しを受けられる者については、この限りでない。

2 事業団は、前項の規定による請求があったときは、新事業団法第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、事業団は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(関税暫定措置法の一部改正)

第七条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項第四号中「繭糸価格安定法」を「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」に、「第十二条の六」を「第二条」に、「第十二条の十五」を「第十一条」に改める。

別表第一第五〇〇二・〇〇号の二中「繭糸価格安定法第十二条の六」を「生糸の輸入に係る調整等に関する法律第二条」に、「第十二条の十五」を「第一条」に改める。

別表第四第五〇〇二・〇〇号の二中「繭糸価格安定法第十二条の六」を「生糸の輸入に係る調整等に関する法律第二条」に、「第十二条の十五」を「第一条」に改める。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨

本案は、最近における繭及び生糸の生産及び需給をめぐる状況の変化にかんがみ、生糸の輸入に係る調整等に関する措置を維持しつつ、農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)が行う国産生糸の売買操作等による繭及び生糸の価格の安定に関する制度を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名を「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」に改めるとともに、法律の目的を「生糸の輸入に係る調整等に関する措置を講ずることにより、蚕糸業の経営の安定に資

するとともに、生糸の需要の増進に寄与すること」に改めること。

2 農林水産大臣が決定する生糸の安定上位価格及び安定基準価格を基準として事業団が国産生糸の買入れ、売渡し等を実施する制度並びに農林水産大臣が決定する基準繭価を基準として事業団が委託を受けて乾繭の売渡しを実施する等の制度を廃止すること。

3 2の価格安定制度の廃止に伴い、生糸の輸入に係る調整等に関する措置について所要の規定を整備すること。

4 附則において、「農畜産業振興事業団法」に規定する事業団の業務のうち価格安定措置の実施に必要な国産生糸の買入れ、売渡し等の業務及び委託を受けて行う乾繭の売渡しの業務等を廃止すること。

5 この法律は、平成十年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における蚕糸業をめぐる状況に対応する措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から、繭価の不足払い制度を導入すること等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して藤本農林水産大臣より日本共産党提案に係る修正案については、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

平成九年五月二十二日

農林水産委員長 石橋 大吉
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

「繭糸価格安定法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

政府は、今回、三法を改廃するに当たっては、無用の混乱を回避するとともに、最近の蚕糸業をめぐる情勢にかんがみ、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 繭及び生糸の国境調整措置については、需給・価格動向に十分配慮しつつ弾力的運用を行い、蚕糸業・絹業双方の健全な発展に資するよう努めること。

また、くず繭輸入について、国産生糸の品質の低下、生糸需給の混乱を生じさせないよう輸入管理の一層の徹底を図ること。

二 養蚕農家の手取り繭価の安定的確保が図られるよう、今後とも十分な措置を講ずること。

三 養蚕業及び製糸業の経営の安定を図る観点から、特徴ある繭づくりの推進や川下と連携したブランド産地の育成、実需に結びついた高品質

生糸の生産・流通体制の整備等に必要なる各種施策を着実に実施すること。

四 繭検定及び生糸検査が強制から任意へ移行すること等に伴い、円滑かつ公正な取引に支障を来さないよう十分配慮すること。

五 これまで長い歴史と伝統に培われた蚕種その他の蚕糸類に係る高度な技術が今後も保持されるよう努めること。

六 農畜産業振興事業団等の蚕糸関係業務が縮小されることにかんがみ、これらの組織の合理化と業務の効率的運営が図られるよう適切な指導を行うこと。また、組織の合理化等により職員の雇用不安が生じないよう十分配慮すること。

七 和装等絹文化の維持、新製品の開発・普及、絹製品の流通コストの削減等により、絹需要の拡大を図ること。

八 生糸取引所において、適切な市場運営が行われるよう指導すること。

右決議する。

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月二十四日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律
次に掲げる法律は、廃止する。

一 製糸業法(昭和七年法律第二十九号)
二 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する廃止前の蚕糸業法第十五条ノ二第一項に規定する繭価に関する協定、契約又は共同行為であつて平成九年前の年産の繭に係るものについては、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農畜産業振興事業団法の一部改正)

第四条 農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第一条第一項の規定により免許を受けた者」を「器械生糸製造業」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第四十二号から第四十五号までを次のように改める。

四十三から四十五まで 削除

第六條第二項中、「飼料添加物及び蚕種」を「及び飼料添加物」に改める。

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案

(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における蚕糸業をめぐむる状況にかんがみ、製糸業法及び蚕糸業法を平成十年四月一日をもって廃止するとともに、これに伴う所要の規定を整備するものである。

二 議案の可決理由

本案は、規制緩和に対応する措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年五月二十二日

農林水産委員長 石橋 大吉

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

「製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案」

に対する附帯決議

政府は、今回、三法を改廃するに当たっては、無用の混乱を回避するとともに、最近の蚕糸業を

めぐる情勢にかんがみ、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 繭及び生糸の国境調整措置については、需給・価格動向に十分配慮しつつ弾力的運用を行い、蚕糸業・絹業双方の健全な発展に資するよう努めること。

また、くず繭輸入について、国産生糸の品質の低下、生糸需給の混乱を生じさせないよう輸入管理の一層の徹底を図ること。

二 養蚕農家の手取り繭価の安定的確保が図られるよう、今後とも十分な措置を講ずること。

三、養蚕業及び製糸業の経営の安定を図る観点から、特徴ある繭づくりの推進や川下と連携したブランド産地の育成、実需に結びついた高品質生糸の生産・流通体制の整備等に必要の各種施策を着実に実施すること。

四 繭検定及び生糸検査が強制から任意へ移行すること等に伴い、円滑かつ公正な取引に支障を来さないよう十分配慮すること。

五 これまで長い歴史と伝統に培われた蚕種その他の蚕糸類に係る高度な技術が今後も保持されるよう努めること。

六 農畜産業振興事業団等の蚕糸関係業務が縮小されることにかんがみ、これらの組織の合理化と業務の効率的運営が図られるよう適切な指導を行うこと。また、組織の合理化等により職員の雇用に不安が生じないよう十分配慮すること。

七 和装等絹文化の維持、新製品の開発・普及、絹製品の流通コストの削減等により、絹需要の拡大を図ること。

八 生糸取引所において、適切な市場運営が行われるよう指導すること。

右決議する。

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案

右

平成九年四月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤本 孝雄

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、試験研究機関等の研究業務に従事する一般職の職員について、任期を定め、採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 試験研究機関等 次に掲げる機関(国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第二

条第一項に規定する国立学校を除く。)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。

イ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の二の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる試験研究機関その他の施設等機関

ロ 国家行政組織法第八条の三の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

ハ 国家行政組織法第九条の規定に基づき同法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

二 研究業務 試験研究機関等の試験研究に関する業務をいう。

三 職員 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条に規定する一般職に属する職員(試験研究機関等の長その他の人事院規則で定める官職を占める職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員を除く。)をいう。

(任期を定めた採用)

第三条 任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の養成に資する研究業務に従事させる場合

2 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事院の承認を得なければならない。

3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事院と協議して定めた採用計画に基づいてしなければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めるものとする。

(任期)

第四条 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、七年（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合）にあつては、十年）を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年（研究業務の性質上特に必要がある場合で、人事院の承認を得たときは、五年）を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

第五条 任命権者は、第三條第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）の任期が五年に満たない場合にあつては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）の任期が三年に満たない場合（前条第二項の人事院の承認を得て任期が定められた場合を除く。）にあつては採用した日から三年、第二号任期付研究員のうち同項の人事院の承認を得て任期が定められた職員の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号	俸	俸給月額 円
1		410,000
2		486,000
3		567,000
4		661,000
5		771,000
6		881,000

2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号	俸	俸給月額 円
1		336,000
2		376,000
3		407,000

3 各庁の長（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に応じて人事院規則で定める基準に従い決定する。

4 各庁の長は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。ただし、給与法の指定職俸給表十二号俸の額を超えることはできない。

5 各庁の長は、第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事院規則の定めるところにより、その俸給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

6 第三項の規定による号俸の決定、第四項の規定による俸給月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与法の適用除外等)

第七条 給与法第八條、第八條、第十條から第十二條の二まで、第十一條の九及び第十九條の五の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三條第一項、第七條、第十一條の八第一項、第十九條の三第一項、第二十二條及び第二十一條第一項の規定の適用については、給与法第三條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六條の規定」と、給与法第七條中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六條の規定」と、給与法第十一條の八第一項中「限る。」とあるのは「給与法第十一條の八第一項中「限る。」とあるのは「任期付研究員法第六條の規定」と」とある。

は(限る。))並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の第三項中「以下「特定管理職員」とあるのは、任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは、任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは、この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

(職員の裁量による勤務)

第八条 各省各庁の長(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。))第三条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。))は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、人事院規則の定めるところにより、勤務時間法の規定による勤務時間の割振りを行わないで、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事院規則の定めるところにより、その勤務の状況について各省各庁の長に報告しなければならない。

2 前項の場合における第一号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの五日間において、人事院規則で定める時間帯について勤務時間法第六条第二項の規定により一日につき八時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日その他の人事院規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

3 勤務時間法第六条第二項及び第三項、第七条から第十二条まで並びに第十五条の規定は、前項の第一号任期付研究員には、適用しない。

(人事院規則への委任)

第九条 この法律の実施に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(人事院の勧告等)

第十条 人事院は、この法律に定める事項に関して調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

2 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

七 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第 号)第六條から第八條までの規定

(研究交流促進法の一部改正)

3 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「定める者」の下に「並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第 号)第六條第一項又は第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員(次条において「任期付研究員俸給表適用職員」という。))を加える。

第三条中「前条第二項第二号に規定する者を除く。次条を「前条第二項第一号に規定する者(任期付研究員俸給表適用職員を除く。))に限る。次条第二項」に改める。

第四条第一項中「研究公務員」の下に「(第二条第二項第二号に規定する者を除く。))」を加える。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成九年三月六日付けの意見の申出にかんがみ、国の試験研究機関等への特に優れた研究者の招へい及び高い資質を有する研究者の受入れを図るため、国の試験研

究機関等の研究業務に従事する一般職の職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、人事院の平成九年三月六日付けの研究業務に従事する一般職の職員の任期を定めた採用等に関する法律の制定についての意見の申出にかんがみ、国の試験研究機関等への特に優れた研究者の招へい及び高い資質を有する研究者の受入れを図るため、国の試験研究機関等の研究業務に従事する一般職の職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関する事項について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

「試験研究機関等」、「研究業務」及び「職員」の定義を設けること。

2 任期を定めた採用

(一) 任命権者は、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて職員を採用することができること。

官 報 (号 外)

(1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合 (2) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の培養に資する研究業務に従事させる場合 (ロ) 任命権者は、(一)の(1)により任期を定めた採用を行う場合には、人事院の承認を得なければならず、(一)の(2)により任期を定めた採用を行う場合には、人事院と協議して定めた採用計画に基づいてしなければならないこと。 3 任期 (一) 2の(一)の(1)における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定めること。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合には、人事院の承認を得て、七年（特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあっては、十年）を超えない範囲内で任期を定めることができること。 (二) 2の(一)の(2)における任期は、三年（研究	業務の性質上特に必要がある場合で、人事院の承認を得たときは、五年）を超えない範囲内で任命権者が定めること。 (ロ) 任命権者は、(一)又は(二)により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならないこと。 (四) 任命権者は、2の(一)の(1)により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年、2の(一)の(2)の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）の任期が三年に満たない場合（ロ）の人事院の承認を得て任期が定められた場合を除く。）にあっては採用した日から三年、第二号任期付研究員のうち（ロ）の人事院の承認を得て任期が定められた職員の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができること。 4 給与に関する特例 (一) 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に適用する俸給表を定めること。 (ロ) 各庁の長は、第一号任期付研究員について、特別の事情により俸給表に掲げる号俸により難いときは、人事院の承認を得て、その俸給月額を定めることができること。ただし、給与法の指定職俸給表十二号俸の額を超えることはできないこと。 (ロ) 各庁の長は、第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、その俸給月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができること。 (四) 任期付研究員には、給与法に規定する昇給制度は適用せず、また、俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び勤勉手当は支給しないこと。 5 職員の裁量による勤務 各省各庁の長は、第一号任期付研究員の職務につきその職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、勤務時間法の規定による勤務時間の制振りを行わないで、その職務に従事させることができること。この場合において、当該第一号任期付研究員は、その勤務の状況について各省各庁の長に報告しなければならないこと。 6 人事院の勧告等 人事院は、この法律に定める事項に関して調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当	と認める改定を勧告することができること。 7 施行期日等 (一) この法律は、公布の日から施行すること。 (ロ) 研究交流促進法等関係法律について所要の改正を行うこと。 二 議案の可決理由 本案は、人事院の申出にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。 平成九年五月二十二日 内閣委員長 伊藤 忠治 衆議院議長 伊藤宗一郎殿 〔別紙〕 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案に対する附帯決議 政府並びに人事院は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。 一 試験研究機関等の業務が円滑かつ効果的に行われるよう、任期付研究員の職務内容、職員間の均衡等に留意しつつ、研究資金の確保など適切な研究環境の整備に努めること。 一 任期付研究員の採用に当たっては、選考を公正・適正に行うこと。
--	---	--

一 研究業務の能率的な遂行に必要な場合に認められる招へい型任期付研究員の裁量勤務制の運用に当たっては、その自主性を尊重すること。

一 研究活動の活性化をより一層図るため、優秀な研究員及び外国人研究員の採用を積極的に行えるよう、処遇の改善について十分配慮すること。

一 科学技術創造立国を目指し、柔軟で競争的な研究開発環境の実現をより一層図るため、本制度については、法施行後の状況を踏まえ、必要に応じ、所要の検討を行うこと。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成九年四月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤本 孝雄

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一項を加える。

2 次条から第五条までの規定による退職手当

(以下「一般の退職手当」という。)及び第九条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第八条第一項中「第三条から第五条までの規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)を、「一般の退職手当」に、「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改める。

第十二条第一項中「起訴を」を「起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項及び次条第三項において同じ。」を「次に改め、同条第三項中「次条第一項」を「次条及び第十二条の三第一項」に、「起訴を」を「起訴を」に改める。

第十二条の二第二項中「処せられたときは」の下に、「各省各庁の長はを加え、同条を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(退職手当の支給の一時差止め)

第十二条の二 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が

支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等を支給することが、公務に對する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和三十一年法律第百六十号)第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 各省各庁の長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第二号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

二 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合

4 前項の規定は、各省各庁の長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 一時差止処分を受けた者に対する第十条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

6 前条第二項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。

7 各省各庁の長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 各省各庁の長は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、総理府令で定める

ところにより、内閣総理大臣に通知しなければならぬ。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第二条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十九条の八」を「第十九条の十」に改める。

第十九条の四第一項中「この条の下に」から第十九条の六までを、「定める日」の下に「(次条及び第十九条の六においてこれらの日を「支給日」という。を、「退職し」の下に「若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職しを加え、同条第三項中「退職し」の下に「若しくは失職し」を加える。

第十九条の八を第十九条の十とする。

第十九条の七第一項中「第十九条の五」を「第十九条の七」に改め、同条を第十九条の九とし、第十九条の六を第十九条の八とする。

第十九条の五第一項中「退職し」の下に「若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し」を加え、同条第二項中「退職し」の下に「若しくは失職し」を加え、同条第四項中「前条第四項」を「第十九条の四第四項」に、「次条第三項」を「第十九条の七第三項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十九条の七とする。

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

第十九条の四の次に次の二条を加える。

第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
 - 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員(同法第三十八条第一号に該当して失職した職員を除く。)
 - 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)
- で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

第十九条の六 各庁の長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされてた職員で当該支給日の前日までに離職したもの(次条の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に對する国民の信頼を確保し、期末手

當に關する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、国家公務員法第九十条の二に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4 前項の規定は、各庁の長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 一時差止処分に対する行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てについては、一時差止処分は国家公務員法第八十九条第一項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第九十条第一項に規定する職員と、前項の説明書は同法第九十条の二の処分説明書とそれぞれみなして、同法第九十条から第九十二条の二までの規定を適用する。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第二十三条第七項中「退職し」の下に、「若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職しを加え、同条に次の一項を加える。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは、「第二十三条第七項」と読み替えるものとする。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「第十九条の五第四項を」第十九条の七第四項に改める。

第二十三条第六項中「退職し」の下に、「若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職しを加え、」当該各項の「を」第二項、第三項又は前項の「に改め、同条に次の一項を加える。

7 前項の規定の適用を受ける職員が第十八条の二においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者である場合又は第十八条の二においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第一項各号のいずれかに該当する場合

合におけるその者に支給すべき期末手当の支給に関しは、一般職給与法第十九条の五又は第十九条の六の規定の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の国家公務員退職手当法第十二条の二の規定は、この法律の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。

3 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正(特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の三中「第十九条の五第四項を」第十九条の七第四項に改める。

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

4 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十九条の八」を「第十九条の十」に改める。

(最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正) 最高裁判所裁判官退職手当特例法(昭和四十

一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「並びに第十二条の二第一項」を「第十二条の二並びに第十二条の三第一項」に、「第八条第一項」を「第二条の二第二項」に改める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

6 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十九条の五」を「第十九条の七」に改める。

(国有林野事業改善特別措置法の一部改正)

7 国有林野事業改善特別措置法(昭和五十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第十二条の二第一項」を「第十二条の三第一項」に改める。

(日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の一部改正)

8 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「国家公務員退職手当法第十二条の二第二項」を「国家公務員退職手当法第十二条の三第一項」に改める。

官 報 (号 外)

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

9 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第四項中「第十二条の二第一項を「第十二条の三第二項」に改める。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

10 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十七項中「第十九条の五第二項」を「第十九条の七第二項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

11 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第

号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十九条の五」を「第十九条の七」に改める。

理 由

退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の一時差止制度の新設等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給の一層の適正化を図り、もって公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の一時差止制度の新設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国家公務員退職手当法の一部改正

(一) 退職手当の支払

一般の退職手当等は、特別の事情がある場合を除き、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならないこと。

(二) 退職手当の支給の一時差止制度の新設

(1) 各省各庁の長は、退職した者に対しては、一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、一般の退職手当等を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、その支給を一

時差止止めることができること。

(2) 各省各庁の長は、一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合、当該一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して一年を経過した場合(一時差止処分を受けた者が現に逮捕されている場合等を除く)には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならないこと。

(3) 一時差止処分に係る不服申立てに関する事項、一時差止処分の事由を記載した説明書の交付に関する事項等所要の規定を設けること。

2 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

正

(一) 期末手当の支給制限

基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員、離職した日から期末手当の支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者、一時差止処分を受けた者その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの等には、期末手当は支給しないこと。

(二) 期末手当の支給の一時差止制度の新設

(1) 各庁の長又はその委任を受けた者は、

期末手当の支給日の前日までに離職した者が次のいずれかに該当する場合は、期末手当の支給を一時差止止めることができること。

ア 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴され、その判決が確定していない場合

イ 離職した日から支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

(2) 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分

に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合（一時差止処分を受けた者が現に逮捕されている場合等を除く。）には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならないこと。

(3) 一時差止処分に係る不服申立てに関する事項、一時差止処分の事由を記載した説明書の交付に関する事項等所要の規定を設けること。

(四) 勤勉手当の支給への準用

期末手当の支給制限及び支給の一時差止制度の規定は、勤勉手当の支給について準用すること。

3 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正

一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、期末手当に係る基準日前一箇月以内に退職等をした退職者の期末手当についての一時差止制度の新設等を行うこと。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、退職手当並びに期末手当及び勤勉手当の支給の一層の適正化を図るため、妥当な措

置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年五月二十二日

内閣委員長 伊藤 忠治

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

政府並びに人事院は、本法の施行に当たり、次の事項について善処すべきである。

一 昨今の一部省庁の幹部職員の不祥事及びいわゆる官官接待問題等に対する批判にかんがみ、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保するための措置を引き続き検討すること。

一 一時差止制度等の運用に当たっては、退職手当制度及び期末・勤勉手当制度の趣旨を考慮し、退職者の権利を不当に侵害することのないようにすること。

一 出向し復帰した職員に対する懲戒処分のある方については、懲戒権の空白が生じないよう引き続き検討を進めること。

一 社会経済情勢の変化に対応し、公務員制度の見直しを早急に進めること。

衆議院会議録第三十一号中正誤

ベシ 段 行 誤 正 労働基準法

同 第三十二号中正誤

ベシ 段 行 誤 正 乃至

同 第三十五号中正誤

ベシ 段 行 誤 正 3の(二)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号	大蔵省印刷局
電 話	
03 (3587) 4284	
定 価	
(配本 送別)	本号一部 〇〇五 円